

公立園の保護者の皆様へ 様

門真市こども部
保育幼稚園課長

新型コロナウイルス感染症に伴う園児の登園可否について

平素は、本市の教育・保育行政について、またこの間の新型コロナウイルス感染症防止対策に関してご理解ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に伴う園児の登園可否につきましては、下表のとおりとなりますので、改めてお知らせいたします。ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

区分	対応	期間
①新型コロナウイルス感染者が発生したことにより臨時休園（施設閉鎖）する場合	登園停止	臨時休園の間
②園児が新型コロナウイルスに感染した場合	登園停止	保健所が指定する療養解除日までの間 ※保護者との協議・同意により園から登園を控えるよう要請した場合は、療養解除日の翌日から登園するまでの間を含む（最大28日間）
③園児が濃厚接触者に該当した場合	登園停止	感染者と最後に接触した日の翌日から14日間（PCR検査等を受けない場合も同様）
④園児が接触者（濃厚接触者ではないが、一定の接触があり健康状態の把握が必要な者）に該当しPCR検査等を受けることとなった場合	登園停止	判明した日からPCR検査等の結果、陰性が確認されるまでの間
⑤園児が保健所又は医療機関等の指示によりPCR検査等を受けることとなった場合（第一感染者の疑い）	登園停止	判明した日からPCR検査等の結果、陰性が確認されるまでの間
⑥園児の同居家族等が濃厚接触者等に該当若しくは保健所又は医療機関等の指示によりPCR検査等を受けることとなった場合	登園停止	判明した日から同居家族等のPCR検査等の結果、陰性が確認されるまでの間（濃厚接触者等に該当したがPCR検査等を受けない場合は、同居家族等が最後に濃厚接触した日の翌日から14日間）
⑦園児や園児の同居家族等に発熱等の症状がある場合	家庭保育	解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでの間
⑧同居家族等の職場・学校等で新型コロナウイルス感染者が発生した場合	家庭保育	判明した日から濃厚接触者等が特定されるまでの間

※PCR検査等には、抗原検査等、新型コロナウイルス感染症に係る検査を含みます。

※登園停止の期間については、利用者負担額の日割りをを行います。

※家庭保育の期間については、利用者負担額の日割りを行いません。

※上記のいずれかに該当した場合やお子様や同居のご家族で発熱が続いている等、体調不良等の情報がありましたら、できる限り早めに各園に提供していただくよう、ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

門真市こども部保育幼稚園課
電話 06-6902-6757（直通）